

「市町村への権限移譲の推進に関する条例の一部 を改正する条例案」について（議案第 63 号）

平成 29 年 2 月 16 日
市 町 村 課

1 改正理由

知事の権限に属する事務の市町村への移譲の推進を図るため子育てパッケージに係る権限移譲対象事務に乳幼児の一時預かり事業の開始の届出の受理の事務を加える等の必要がある。

2 改正内容

- (1) 権限移譲対象事務に次の事務を加えることとする。
 - ① 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 34 条の 12 第 1 項の規定による一時預かり事業の開始の届出の受理（第 6 条及び別表第 24 関係）
 - ② 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 45 条の 9 第 5 項の規定による社会福祉法人の評議員会の招集の許可及び同法第 55 条の 2 第 1 項の規定による社会福祉充実計画の承認等（別表第 9 及び別表第 29 関係）
 - ③ 分収林特別措置法（昭和 33 年法律第 57 号）第 7 条の規定による分収林契約の募集等をする者の氏名等の変更の届出の受理等（別表第 52 関係）
- (2) 権限移譲対象事務から次の事務を除くこととする。
工場立地法（昭和 34 年法律第 24 号）第 6 条第 1 項の規定による特定工場の新設の届出の受理等（第 9 条及び別表第 56 関係）
- (3) その他所要の規定の整備を行うこととする。

3 施行期日

- (1) この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行することとする。
- (2) この条例の施行に関し必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができるることとする。

市町村への権限移譲の推進に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新

(子育てパッケージ)

第六条 子育てパッケージに係る権限移譲対象事務は、次の表の上欄に掲げる事務その他の事務で同表の下欄に掲げる表に定める事務とする。

四(九)	三	二	一
略	略	一時預かり事業の開始の届出の受理	略
略	五	四	別表第二十 別表第二十

(商工業パッケージ)

第九条 商工業パッケージに係る権限移譲対象事務は、次の表の上欄に掲げる事務その他の事務で同表の下欄に掲げる表に定める事務とする。

二(四)	一
略	略
略	略

別表第九（第四条関係）

一 権限移譲対象事務
二 法第四十二条第二項の規定による社会福祉法人の一時評議員の職務を行うべき者の選任
三 法第四十五条の六第二項（法第四十五条の

町村 対象市町村

旧

(子育てパッケージ)

第六条 子育てパッケージに係る権限移譲対象事務は、次の表の上欄に掲げる事務その他の事務で同表の下欄に掲げる表に定める事務とする。

三(八)	二	一
略	略	略
略	七の二	別表第二十 別表第二十

(商工業パッケージ)

第九条 商工業パッケージに係る権限移譲対象事務は、次の表の上欄に掲げる事務その他の事務で同表の下欄に掲げる表に定める事務とする。

三(五)	二	一
略	工場立地に係る特定工場の新設の届出の受理	略
略	六	別表第五十 別表第五十

別表第九（第四条関係）

一 権限移譲対象事務
二 法第三十九条の三の規定による社会福祉法人の仮理事の選任
三 法第三十九条の四

町村 対象市町村

十七第三項において準用する場合を含む。)の規定による社会福祉法人の一時役員の職務

を行うべき者等の選任

四 法第四十五条の九第五項の規定による社会福祉法人の評議員会の招集の許可

五 法第四十五条の三十六第二項の規定による社会福祉法人の定款の変更の認可及び同条第

四項の規定による定款の変更の届出の受理

六 略

七 法第四十六条の六第四項の規定による解散

した社会福祉法人の清算人の氏名等の届出の受理

八 法第四十六条の六第五項の規定による解散

した社会福祉法人の清算中に就職した清算人の氏名等の届出の受理

九 法第四十七条の五の規定による解散した社会福祉法人の清算の結了の届出の受理

十 法第五十条第三項の規定による社会福祉法人の吸収合併の認可

十一 法第五十四条の六第二項の規定による社会福祉法人の新設合併の認可

十二 法第五十五条の二第一項の規定による社会福祉法人の社会福祉充実計画の承認

十三 法第五十五条の二第八項(法第五十五条の三第三項において準用する場合を含む。)の規定による社会福祉法人に対する助言等

十四 法第五十五条の二第十項(法第五十五条の三第三項において準用する場合を含む。)の規定による関係地方公共団体の長に対する協力の要請

の規定による社会福祉法人の特別代理人の選任

四 法第四十三条第一項の規定による社会福祉法人の定款の変更の認可及び同条第三項の規定による定款の変更の届出の受理

五 略

六 法第四十六条の七の規定による解散

した社会福祉法人の清算人の氏名等の届出の受理

七 法第四十七条の三の規定による解散した社会福祉法人の清算の結了の届出の受理

八 法第四十九条第二項の規定による社会福祉法人の合併の認可

九 法第四十七条の三の規定による解散した社会福祉法人の清算の結了の届出の受理

十 法第四十九条第二項の規定による社会福祉法人の合併の認可

十一 法第五十四条の六第二項の規定による社会福祉法人の新設合併の認可

十二 法第五十五条の二第一項の規定による社会福祉法人の社会福祉充実計画の承認

十三 法第五十五条の二第八項(法第五十五条の三第三項において準用する場合を含む。)の規定による社会福祉法人に対する助言等

十四 法第五十五条の二第十項(法第五十五条の三第三項において準用する場合を含む。)の規定による関係地方公共団体の長に対する協力の要請

十五 法第五十五条の三第一項の規定による社会福祉法人の承認社会福祉充実計画の変更の承認	十六 法第五十五条の三第二項の規定による社会福祉法人の承認社会福祉充実計画の軽微な変更の届出の受理														
十七 法第五十五条の四の規定による社会福祉法人の承認社会福祉充実計画の終了の承認	十八 法第五十五条の四の規定による社会福祉法人の承認社会福祉充実計画の終了の承認														
十九 法第五十七条の二第一項の規定による関係都道府県知事等の意見の受理	二十 法第五十七条の二第二項の規定による関係都道府県知事等に対する協力の要請														
二十ー 法第五十九条の規定による社会福祉法人の計算書類等の届出の受理	二十二 法第五十九条の規定による社会福祉法人の事業報告書等の届出の受理														
別表第二十四（第六条関係）	別表第二十三（第六条関係）														
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">権限移譲対象事務</th> <th style="text-align: center; padding: 2px;">権限移譲対象事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">一〇三 略</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">一〇三 略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">四 児童福祉法第五十六条第四項の規定による本人等からの報告の徴収等（前号に掲げる徴収に係るものに限る。）</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">四 児童福祉法第五十六条第五項の規定による本人等からの報告の徴収等（前号に掲げる徴収に係るものに限る。）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">（一）児童福祉法第三十四条の十二第一項の規定による一時預かり事業の開始の届出の受理</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">（一）児童福祉法第三十四条の十二第一項の規定による一時預かり事業の開始の届出の受理</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">（二）児童福祉法第三十四条の十二第二項の規定による一時預かり事業の種類等の変更の届出の受理</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">（二）児童福祉法第三十四条の十二第二項の規定による一時預かり事業の種類等の変更の届出の受理</td> </tr> </tbody> </table>	権限移譲対象事務	権限移譲対象事務	一〇三 略	一〇三 略	四 児童福祉法第五十六条第四項の規定による本人等からの報告の徴収等（前号に掲げる徴収に係るものに限る。）	四 児童福祉法第五十六条第五項の規定による本人等からの報告の徴収等（前号に掲げる徴収に係るものに限る。）	（一）児童福祉法第三十四条の十二第一項の規定による一時預かり事業の開始の届出の受理	（一）児童福祉法第三十四条の十二第一項の規定による一時預かり事業の開始の届出の受理	（二）児童福祉法第三十四条の十二第二項の規定による一時預かり事業の種類等の変更の届出の受理	（二）児童福祉法第三十四条の十二第二項の規定による一時預かり事業の種類等の変更の届出の受理	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">対象市町村</th> <th style="text-align: center; padding: 2px;">対象市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">町村（福祉事務所を設置する町村を除く。）</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">町村（福祉事務所を設置する町村を除く。）</td> </tr> </tbody> </table>	対象市町村	対象市町村	町村（福祉事務所を設置する町村を除く。）	町村（福祉事務所を設置する町村を除く。）
権限移譲対象事務	権限移譲対象事務														
一〇三 略	一〇三 略														
四 児童福祉法第五十六条第四項の規定による本人等からの報告の徴収等（前号に掲げる徴収に係るものに限る。）	四 児童福祉法第五十六条第五項の規定による本人等からの報告の徴収等（前号に掲げる徴収に係るものに限る。）														
（一）児童福祉法第三十四条の十二第一項の規定による一時預かり事業の開始の届出の受理	（一）児童福祉法第三十四条の十二第一項の規定による一時預かり事業の開始の届出の受理														
（二）児童福祉法第三十四条の十二第二項の規定による一時預かり事業の種類等の変更の届出の受理	（二）児童福祉法第三十四条の十二第二項の規定による一時預かり事業の種類等の変更の届出の受理														
対象市町村	対象市町村														
町村（福祉事務所を設置する町村を除く。）	町村（福祉事務所を設置する町村を除く。）														

別表第二十四から別表第二十七まで 削除	別表第二十三（第六条関係）														
九〇十五 略	十六 法第五十九条の規定による社会福祉法人の事業報告書等の届出の受理														
別表第二十四（第六条関係）	別表第二十三（第六条関係）														
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">権限移譲対象事務</th> <th style="text-align: center; padding: 2px;">権限移譲対象事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">一〇三 略</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">一〇三 略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">四 児童福祉法第五十六条第五項の規定による本人等からの報告の徴収等（前号に掲げる徴収に係るものに限る。）</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">四 児童福祉法第五十六条第五項の規定による本人等からの報告の徴収等（前号に掲げる徴収に係るものに限る。）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">（一）児童福祉法第三十四条の十二第一項の規定による一時預かり事業の開始の届出の受理</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">（一）児童福祉法第三十四条の十二第一項の規定による一時預かり事業の開始の届出の受理</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">（二）児童福祉法第三十四条の十二第二項の規定による一時預かり事業の種類等の変更の届出の受理</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">（二）児童福祉法第三十四条の十二第二項の規定による一時預かり事業の種類等の変更の届出の受理</td> </tr> </tbody> </table>	権限移譲対象事務	権限移譲対象事務	一〇三 略	一〇三 略	四 児童福祉法第五十六条第五項の規定による本人等からの報告の徴収等（前号に掲げる徴収に係るものに限る。）	四 児童福祉法第五十六条第五項の規定による本人等からの報告の徴収等（前号に掲げる徴収に係るものに限る。）	（一）児童福祉法第三十四条の十二第一項の規定による一時預かり事業の開始の届出の受理	（一）児童福祉法第三十四条の十二第一項の規定による一時預かり事業の開始の届出の受理	（二）児童福祉法第三十四条の十二第二項の規定による一時預かり事業の種類等の変更の届出の受理	（二）児童福祉法第三十四条の十二第二項の規定による一時預かり事業の種類等の変更の届出の受理	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">対象市町村</th> <th style="text-align: center; padding: 2px;">対象市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">町村（福祉事務所を設置する町村を除く。）</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">町村（福祉事務所を設置する町村を除く。）</td> </tr> </tbody> </table>	対象市町村	対象市町村	町村（福祉事務所を設置する町村を除く。）	町村（福祉事務所を設置する町村を除く。）
権限移譲対象事務	権限移譲対象事務														
一〇三 略	一〇三 略														
四 児童福祉法第五十六条第五項の規定による本人等からの報告の徴収等（前号に掲げる徴収に係るものに限る。）	四 児童福祉法第五十六条第五項の規定による本人等からの報告の徴収等（前号に掲げる徴収に係るものに限る。）														
（一）児童福祉法第三十四条の十二第一項の規定による一時預かり事業の開始の届出の受理	（一）児童福祉法第三十四条の十二第一項の規定による一時預かり事業の開始の届出の受理														
（二）児童福祉法第三十四条の十二第二項の規定による一時預かり事業の種類等の変更の届出の受理	（二）児童福祉法第三十四条の十二第二項の規定による一時預かり事業の種類等の変更の届出の受理														
対象市町村	対象市町村														
町村（福祉事務所を設置する町村を除く。）	町村（福祉事務所を設置する町村を除く。）														

別表第二十五（第六条関係）

権限	移譲対象	事務	市町村（中核市を除く）	対象市町村
一 児童福祉法第三十五条第三項の規定による保育所の設置の届出の受理				
二 児童福祉法第三十五条第十一項の規定による保育所の廃止等の届出の受理				
三 児童福祉法第四十六条第一項の規定による市町村の設置する保育所の設置者等からの報告の徴収等				
四 児童福祉法第四十六条第三項の規定による市町村の設置する保育所の設置者に対する改善命令等				
五 児童福祉法第四十六条第四項の規定による市町村の設置する保育所の設置者に対する事業の停止命令				
六 児童福祉法施行規則第三十七条第四項の規定による保育所の建物の規模等の変更の届出の受理				
七 児童福祉法施行規則第三十七条第五項の規定による市町村の設置する保育所の名称等の変更の届出の受理				

別表第二十六及び別表第二十七 削除

別表第二十七の二（第六条関係）

権限	移譲	対象	事務	対象市町村
一 児童福祉法第三十五条第三項の規定による保育所の設置の届出の受理	二 児童福祉法第三十五条第十一項の規定による保育所の廃止等の届出の受理	三 児童福祉法第四十六条第一項の規定による市町村の設置する保育所の設置者等からの報告の徴収等	四 児童福祉法第四十六条第三項の規定による市町村の設置する保育所の設置者に対する改善命令等	市町村（中核市を除く）

別表第二十九（第六条関係）

権限	限	移	譲	対	象	事務	対象市町村
一 略							町村

別表第二十九（第六条関係）

権限	限	移	譲	対	象	事務	対象市町村
一 略							町村

を行うべき者等の選任

の選任

四 法第四十五条の九第五項の規定による社会
福祉法人の評議員会の招集の許可

五 法第四十五条の三十六第二項の規定による
社会福祉法人の定款の変更の認可及び同条第
四項の規定による定款の変更の届出の受理

六 略

七 法第四十六条の六第四項の規定による解散
した社会福祉法人の清算人の氏名等の届出の
受理

八 法第四十六条の六第五項の規定による解散
した社会福祉法人の清算中に就職した清算人
の氏名等の届出の受理

九 法第四十七条の五の規定による解散した社
会福祉法人の清算の結了の届出の受理

十 法第五十条第三項の規定による社会福祉
法人の吸収合併の認可

十一 法第五十四条の六第二項の規定による社
会福祉法人の新設合併の認可

十二 法第五十五条の二第一項の規定による社
会福祉法人の清算充実計画の承認

十三 法第五十五条の二第八項（法第五十五条
の三第三項において準用する場合を含む。）
の規定による社会福祉法人に対する助言等

十四 法第五十五条の二第十項（法第五十五条
の三第三項において準用する場合を含む。）
の規定による関係地方公共団体の長に対する
協力の要請

十五 法第五十五条の三第一項の規定による社
会福祉法人の承認社会福祉充実計画の変更の

四 法第四十三条第一項の規定による
社会福祉法人の定款の変更の認可及び同条第
三項の規定による定款の変更の届出の受理

五 略

六 法第四十六条の七の規定による解散
した社会福祉法人の清算人の氏名等の届出の
受理

七 法第四十七条の三の規定による解散した社
会福祉法人の清算の結了の届出の受理

八 法第四十九条第二項の規定による社会福祉
法人の合併の認可

九 法第四十七条の三の規定による解散した社
会福祉法人の清算の結了の届出の受理

十 法第四十九条第二項の規定による社会福祉
法人の合併の認可

別表第五十六（第九条関係）

権限移譲対象事務	対象市町村
一 工場立地法（昭和三十四年法律第二十四号 。以下この表において「法」という。）第六 条第一項の規定による特定工場の新設の届出 の受理	
二 法第七条第一項の規定による特定工場にお ける製品等の変更の届出の受理	
三 法第八条第一項の規定による特定工場の届 出事項の変更の届出の受理	
四 法第九条第一項及び第二項の規定による特 定工場の新設等の届出をした者に対する勧告	
五 法第十条第一項の規定による勧告を受けた 者に対する変更命令	
六 法第十二条第二項の規定による特定工場の 新設等までの期間の短縮	
七 法第十三条第三項の規定による特定工場の 届出をした者等の氏名等の変更の届出の受理	
八 法第十三条第三項の規定による特定工場の 新設の届出をした者等の地位の承継の届出の 受理	
九 工場立地の調査等に関する法律の一部を改 正する法律（昭和四十八年法律第百八号）附 則第三条第一項の規定による新法特定工場に おける製品等の変更の届出の受理	